

運 営 規 程

社会福祉法人 愛善会
養護老人ホーム 緑風苑

指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所

社会福祉法人 愛善会 養護老人ホーム緑風苑
指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛善会が開設する養護老人ホーム緑風苑(以下「事業所」という。) が行う外
指定特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を
定め、要介護状態にある利用者 (以下「利用者」という。) に対し、適正な指定特定施設入居者
生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、特定施設サービス計画に基づ
き、利用者が要介護状態になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じて、自立
した生活ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養
上の世話をを行う。

(職員の職種、員数)

第3条 職員の職種及び員数は、次のとおりとする。なお、職員の員数は「指定介護老人福祉施設
の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に
示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。

| | | |
|-----------|---------|-----------|
| 一 管理者 | 1 人 | (常 勤) |
| 二 生活相談員 | 1 人以上 | (常 勤) |
| 三 介護職員 | 1 3 人以上 | (常 勤 換 算) |
| 四 看護職員 | 2 人以上 | (常 勤) |
| 五 機能訓練指導員 | 1 人以上 | (常 勤 兼 務) |
| 六 計画作成担当者 | 1 人以上 | (常 勤) |

2 前項各号に掲げる職員の職務の内容は、次のとおりとする。

一 管理者

事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。

二 生活相談員

入居者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行う。

三 介護職員

入所者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う。

四 看護職員

入所者の健康状態を把握し、健康保持の為に必要な措置を講ずる。

五 機能訓練指導員

入所者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。

六 計画作成担当者 1 人以上 (常 勤)

特定施設サービス計画の作成を作成し、介護支援に関する業務に従事する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名 称 養護老人ホーム緑風苑外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所
- 所在地 旭川市春光台4条11丁目5249番地の1

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 入居定員 120人
- 居 室 数 120室

(内容及び手続きの説明及び契約の締結等)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際してあらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用料の額及び改定の方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結する。

2 事業所は、前項のサービス提供開始にあたり、介護保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認します。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第7条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しながら、日常生活に必要な援助を行う。

- 2 事業者は、サービス提供にあたって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービス提供方法等について、十分な説明を行う。
- 3 事業者は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。なお、身体的拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 4 事業所は、自ら指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(相談及び援助)

第8条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(特定施設サービス計画の作成)

第9条 事業所の計画作成担当者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう事業所並びに他の特定施設従業者と常に継続的に連携し、特定施設サービス計画を作成します。

2 前項の特定施設サービス計画を作成するにあたっては、その原案をあらかじめ利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、当該計画を作成し利用者に交付する。また、常に当該計画の評価を行い必要に応じ変更する。

(利用料)

第10条 事業者が指定特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用
 - 二 おむつ代（一定枚数を超える場合）
 - 三 持ち込み電化製品電気代
 - (1) テレビ 月 500円
- 4 日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められる費用
- 5 前項までの利用料に係るサービスの提供にあたって、入所者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、入所者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

第11条 事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することがある。

2 事業所は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又は家族に対し、

当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

(居室の移動)

- 第12条 利用者は、原則として別に定める利用契約書により締結した居室を使用するもとする。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次に各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる。
- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき。
 - 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき。
 - 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき。
 - 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき。
- 2 事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができる。

(居室移動の手続き)

- 第13条 前条第1項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面により管理者に提出する。
- 2 事業所の管理者は、前項の書面を受理したときは、その理由その他外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面をもって通知する。
 - 3 前条第2項の規定により、事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければならない。

(居室移動に係る費用負担)

- 第14条 前条第2項の規定により居室移動した利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなければならない。
- 2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とする。

(介護居室)

- 第15条 事業所は、利用者の居室は全室個室とし、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えています。

(介護室)

- 第16条 事業所は、介護を行うために適当な広さを確保しています。

(食堂)

- 第17条 事業所は、利用者が使用できる充分な広さを持つダイニングルーム(食堂)を10名を単位とする小規模な生活集団に設けるほか、全員が使用できる充分な広さを備えた食堂(集会室)を設け、テーブル・椅子等の備品類を備えています。

(浴室)

- 第18条 事業所は、利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための個浴を設けています。

(便所)

- 第19条 事業所は、各階各所に必要な便所を設けています。

(機能訓練室)

- 第20条 事業所は、利用者が利用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能

訓練器具等を備えています。

(喫煙)

第21条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り認め、それ以外の場所は居室内を含め禁煙としております。

(飲酒)

第22条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力していただいている。

(衛生保持)

第23条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力していました。

(禁止行為)

第24条 利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与える、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(利用者の家族との連携)

第26条 事業所は、常に利用者との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保する。

(緊急時の対応)

第27条 事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第28条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡する。

(非常災害対策)

第29条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し職員に周知するとともに、当該計画に従って、年2回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練等を行う。

(虐待防止のための措置について)

第30条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止委員会の設置
- 二 虐待防止責任者の配置

- 三 虐待防止指針の整備
 - 四 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 五 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
 - 六 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを旭川市及び関係市町村へ報告するものとする。

（入退所の記録の記載）

第31条 入所に際して、入所年月日、施設の種類、名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

（勤務体制等）

第32条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう職員の体制を定めます。

- 2 職員の資質向上のための研修の機会を設けていきます。

（協力病院等）

第33条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定めます。

（掲示）

第34条 特定施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要な事項を掲示しています。

（秘密の保持）

第35条 事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしません。

- 2 退職者等が正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じます。

（苦情処理）

第36条 サービスに関する入所者およびその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置しています。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録します。
- 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村からの求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。
- 4 サービスに関する入所者からの苦情に関して、北海道国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、北海道国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、北海道国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告します。

（地域との連携）

第38条 運営にあたって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行なうなど、地域との交流に努めます。

（記録と整理）

第39条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入所者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。
- （1） 特定施設サービス計画
- （2） 受託居宅サービス事業者等からの報告に係る内容の記録

- (3) 受託居宅サービス事業者の業務の実施状況に関する記録
- (4) 市町村への通知に関する事項の記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- (7) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(その他)

第40条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛善会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年10月 1日から施行する。
2. この規程は、平成19年 1月 16日から施行する。
3. この規定は、平成19年 6月 1日から施行する。
4. この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。
5. この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。
6. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
7. この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。
8. この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
8. この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
8. この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。